

初診時・再診時の選定療養費について

令和4年度診療報酬改定により、令和4(2022)年10月1日より下記のとおり徴収させていただきます。

特定機能病院および一般病床200床以上の地域医療支援病院は、紹介状なしで受診される患者に対して、診療費と別に選定療養費（自己負担額）を請求することが義務づけられています。

紹介状なしに当院を受診される場合には、原則として初診時又は再診時に通常の医療費とは別に患者さんにご負担いただくこととなります。

紹介状をお持ちいただければ選定療養費のご負担はございませんので、当院受診の際は紹介状をお持ちいただくようお願いいたします。

【初診時選定療養費】

対 象	医 科	歯 科
・他の医療機関からの紹介状なしで当院を初診で受診した場合 ・当院に受診歴のある患者さんで、相当期間受診のない場合	7,700円 (税込)	7,700円 (税込)

【再診時選定療養費】

対 象	医 科	歯 科
・病状が安定した患者さんに対して当院より医院・診療所(かかりつけ医)へ文書による紹介を申し出たが、引き続き当院を受診した場合	3,300円 (税込)	3,300円 (税込)

ただし、次の場合は選定療養費の対象から外れます。

- ・救急車で来院し、緊急な処置対応が必要と医師が判断した場合（医師が緊急性を要しないと判断した場合は徴収対象）
- ・他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・医科と歯科との間で院内紹介された場合
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- ・治験協力者である場合
- ・災害により被害を受けた場合（災害救助法の適用による場合）
- ・労働災害、公務災害、交通事故
- ・公費負担医療制度の受給者（こども医療、ひとり親医療の受給者は徴収対象）
- ・その他、当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた場合

令和4(2022)年9月



独立行政法人 国立病院機構(NHO)

宇都宮病院